

大阪市水道局告示第58号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月15日

大阪市水道局長 坂 本 篤 則

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	指 定 年 月 日
大阪共栄 信用組合	くろもん 支店	大阪府中央区日本橋2丁目9番18号	令和7年9月 1日

（水道局総務部経理課）